

第5編 資料編



1. 条例・規程
2. 策定の経過と体系
3. 諮問と答申
4. 策定審議会委員名簿
5. 『玉名市総合計画』策定のためのアンケート調査結果
6. 市民ワークショップの結果
7. 主な個別計画



大野小学校 4年 浅野 将太郎くん

1. 条例・規程

○玉名市総合計画策定審議会条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 2 号

(設置)

第 1 条 玉名市に玉名市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、玉名市総合計画策定に関する事項について市長の諮問に応じて審議し、及び答申するほか自ら市長に建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

○玉名市総合計画策定に関する規程

平成17年12月15日
訓令第63号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条—第10条）
- 第3章 基本計画及び実施計画（第11条・第12条）
- 第4章 雑則（第13条—第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、玉名市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

（計画策定の方針）

第2条 総合計画は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の実現を図るため、市民の総意を反映させた計画を策定するよう努めなければならない。

第2章 組織

（設置）

第3条 総合計画を策定するため次の委員会を置く。

- （1） 総合計画起案委員会
- （2） 総合計画調整委員会

2 前項各号の委員会の委員は、職員のうちから市長が任命する。
（起案委員会）

第4条 総合計画起案委員会（以下「起案委員会」という。）は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は、企画財政部企画課長の職にある者をもって充てる。
（起案委員会の職務）

第5条 起案委員会の委員（以下「起案委員」という。）は、上司の命を受けて所属する課における次に掲げる事務を処理する。

- （1） 総合計画に含まれるべき事務事業の計画及び方針の企画、調査、指導、審査及び連絡調整に関すること。
- （2） 総合計画について必要な資料の収集及び審理に関すること。
- （3） その他総合計画に関する必要な事項

（資料の要求）

第6条 起案委員は、職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料の提出又は事務事業の内容の説明を求めることができる。

（起案委員会の招集）

第7条 起案委員会は、必要の都度委員長が招集し、会議の議長となる。
（調整委員会）

第8条 総合計画調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は、企画財政部長の職にある者をもって充てる。
（調整委員会の職務）

第9条 調整委員会は、起案委員会で作成した各部課の基本計画案を総合的に審査、調整及び指導するものとする。

2 調整委員会は、実施計画を実施するに当たり、1年ごとに事業の進ちよく状況に応じ、実施計画を適宜調整指導するものとする。
（調整委員会の招集）

第10条 調整委員会は、必要の都度委員長が招集し、会議の議長となる。

第3章 基本計画及び実施計画

（基本計画）

第11条 基本計画は、各部課の実施計画その他の事務事業計画を基本としてこれを総合的見地から立案計画するものとする。

2 基本計画は、起案委員会が作成した基本計画案を調整委員会で調整して原案を作成し、庁議を経て市長が別に定める玉名市総合計画策定審議会に諮問するものとする。

（実施計画）

第12条 実施計画は、基本計画に基づいて毎年度策定する。

2 実施計画は、基本計画に従い起案委員会が作成した計画案を調整委員会で調整して原案を作成し、庁議を経て市長が決定する。

第4章 雑則

（参考資料の送付）

第13条 各部課長は、総合計画に関する事務の参考となると考えられる資料は、企画財政部企画課長に送付するものとする。

2 企画財政部企画課長は、各部課の事務の参考となると考えられる資料は速やかに各部課長に送付するものとする。

（庶務）

第14条 各委員会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、総合計画策定に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

2. 策定の経過と体系

●策定経過

平成18年 2月21日	○第1回起案委員会・調整委員会
平成18年 2月27日	○第1回ワークショップ（4地域から専門分野別に48名参加）
平成18年 3月 9日	○第2回ワークショップ（4地域から専門分野別に48名参加）
平成18年 3月22日	○第3回ワークショップ（4地域から専門分野別に48名参加）
平成18年 4月24日	○玉名・岱明・横島地域協議会（協議会委員へ提案のお願い）
平成18年 4月28日	○天水地域協議会（協議会委員へ提案のお願い）
平成18年 5月19日	○玉名市市政懇談会（～7月10日まで市内8ヶ所で開催）
平成18年 5月26日	○第1回玉名市総合計画策定審議会
平成18年 6月 7日	○第2回起案委員会（～6月9日までグループ毎に開催）
平成18年 6月10日	○市民アンケート（～6月23日まで無作為抽出による市民3,000名）
平成18年 6月26日	○起案委員会からの提案シートヒアリング（～7月3日）
平成18年 7月 6日	○市長ヒアリング
平成18年 7月24日	○第3回起案委員会（～7月27日までグループ毎に開催）
平成18年 7月28日	○第4回起案委員会（～8月3日までグループ毎に開催）
平成18年 8月18日	○第2回調整委員会
平成18年 8月22日	○企画審議会
平成18年 8月24日	○玉名市総合計画策定審議会へ第1次玉名市総合計画の諮問
平成18年 8月28日	○第2回玉名市総合計画策定審議会
平成18年 9月12日	○第5回起案委員会（～10月26日までグループ毎に開催）
平成18年 9月28日	○第3回玉名市総合計画策定審議会
平成18年10月24日	○玉名市総合計画策定審議会から基本構想の答申
平成18年10月27日	○企画審議会
平成18年11月 6日	○庁議
平成18年11月30日	○第4回玉名市総合計画策定審議会
平成18年12月22日	○玉名市総合計画基本構想の議会議決
平成19年 1月16日	○第3回調整委員会
平成19年 1月19日	○企画審議会
平成19年 1月29日	○第5回玉名市総合計画策定審議会
平成19年 2月 8日	○玉名市総合計画策定審議会から基本計画の答申
平成19年 2月23日	○企画審議会

●策定体系図

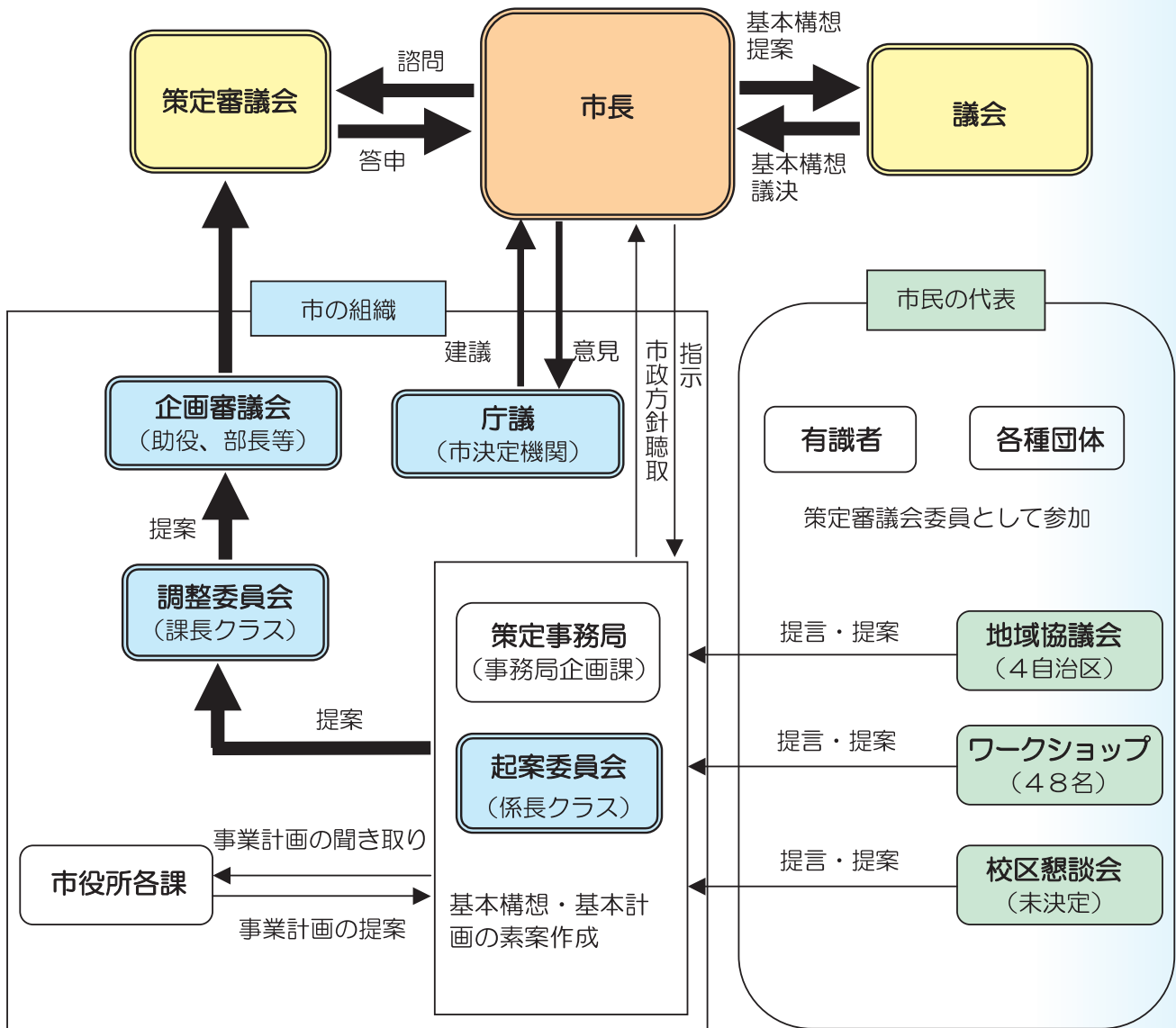
(第1次)玉名市総合計画書

基本構想 平成19年4月～平成29年3月【10年間】

策定審議会答申、市長提案、議会議決で決定

基本計画 平成19年4月～平成24年3月【前期5年間】

策定審議会答申、庁議を経て市長決定



3. 諮問と答申

●諮問

玉市企 第245号
平成18年8月24日

玉名市総合計画策定審議会
会長 安藤 学 様

玉名市長 島津 勇 典

第1次玉名市総合計画の策定について（諮問）

第1次玉名市総合計画を策定するにあたり、玉名市総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



諮問



答申

●基本構想の答申

平成18年10月25日

玉名市長 島津 勇典 様

玉名市総合計画策定審議会
会長 安藤 学

玉名市総合計画の基本構想について（答申）

平成18年8月24日付け玉市企第245号で諮問のありました、玉名市総合計画の基本構想について、慎重に審議した結果、別紙のとおり取りまとめましたので答申いたします。

なお、総合計画の推進にあたっては、審議の過程において出された意見並びに市政懇談会などによる市民の意見を十分に反映していただき、将来像の実現に向け、最善を尽くされるよう要望します。

●基本計画の答申

平成19年2月8日

玉名市長 島津 勇典 様

玉名市総合計画策定審議会
会長 安藤 学

玉名市総合計画の基本計画について（答申）

平成18年8月24日付け玉市企第245号で諮問のありました、玉名市総合計画の基本計画について、慎重に審議した結果、別紙のとおり取りまとめましたので答申いたします。

なお、総合計画の推進にあたっては、審議の過程において出された意見並びに市政懇談会などによる市民の意見を十分に反映していただき、将来像の実現に向け、最善を尽くされるよう要望します。

また、今回答申の基本計画は、部門別計画、基幹プロジェクトで構成されていますが、総合計画の実現に向けて推進体制の確立を図るとともに、その進行管理について、適正に実施されるよう要望します。

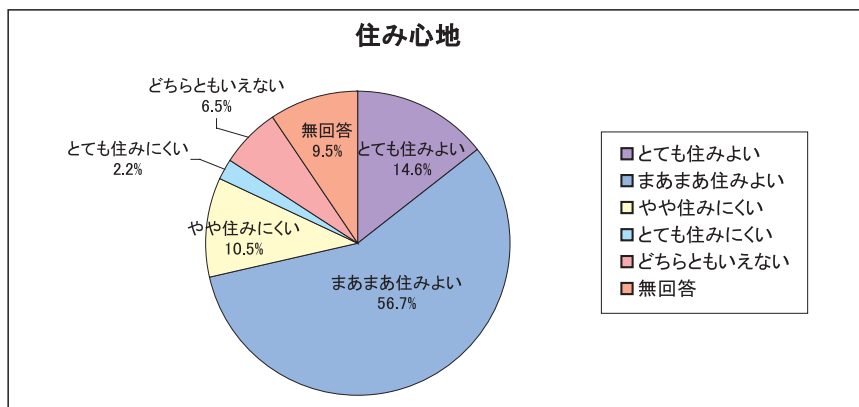
4. 策定審議会委員名簿

	氏 名	役 職 等
会長	安藤 学	九州看護福祉大学教授
副会長	岩本 千年	玉名市区長会協議会副会長
委員	田畑 久吉	玉名市議会議員
〃	高木 重之	玉名市議会議員
〃	林野 彰	玉名市議会議員
〃	多田隈保宏	玉名市議会議員
〃	松本 重美	玉名市議会議員
〃	青木 壽	玉名市議会議員
〃	近松恵美子	玉名市議会議員
〃	宮田 知美	玉名市議会議員
〃	駒崎 照雄	熊本県玉名地域振興局長
〃	峯 利夫	凸版印刷(株)熊本工場経理課長
〃	榎本 行延	(株)ブリヂストン熊本工場長
〃	西村留美子	玉名市PTA連絡協議会副会長
〃	吉富 貞夫	玉名市文化協会会長
〃	岡本 允子	玉名国際交流協会会長
〃	大久保和也	玉名農業協業組合代表理事副会長
〃	杉本 國雄	岱明漁業協同組合理事
〃	高井 信彦	玉名商工会議所建設産業部会長
〃	吉永 博之	玉名温泉観光旅館協同組合理事
〃	市原 恵子	玉名市地域婦人会連絡協議会書記
〃	生森 基哉	玉名市老人クラブ連合会会長
〃	本郷 秀和	NPO地域たすけあいの会理事
〃	早木 チサ	玉名市ボランティア連絡協議会副会長
〃	山田 浩之	(社)玉名青年会議所理事長

5. 『玉名市総合計画』策定のためのアンケート調査結果（抜粋）

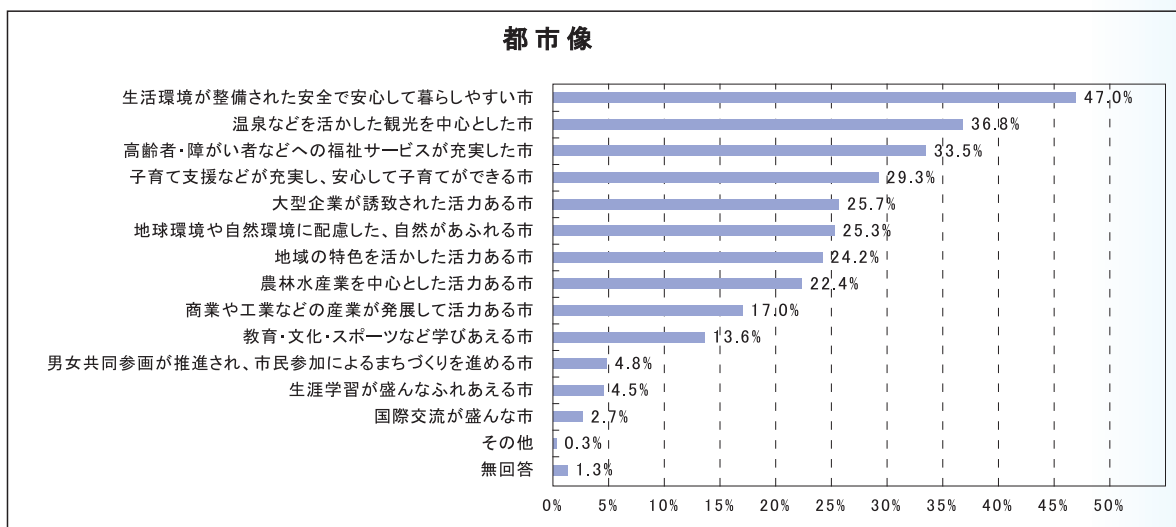
実施	平成18年6月16日～6月30日
対象	無作為抽出による市民3,000人
配付方法	郵送による配付・回収
回収数	1,015人、回収率33.8%

問 玉名市の住み心地についてどう思いますか。



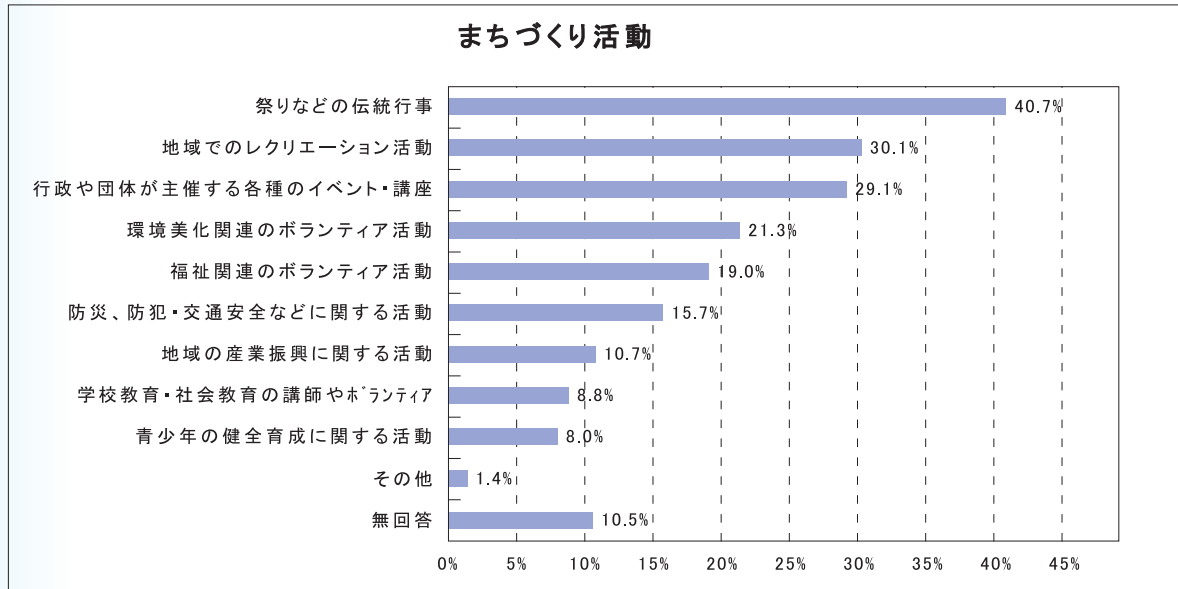
「まあまあ住みよい」が56.7%、「とても住みよい」が14.6%で、合わせると70%以上になっています。

問 玉名市の将来像はどのようなものだと思いますか。（3つまでに○）



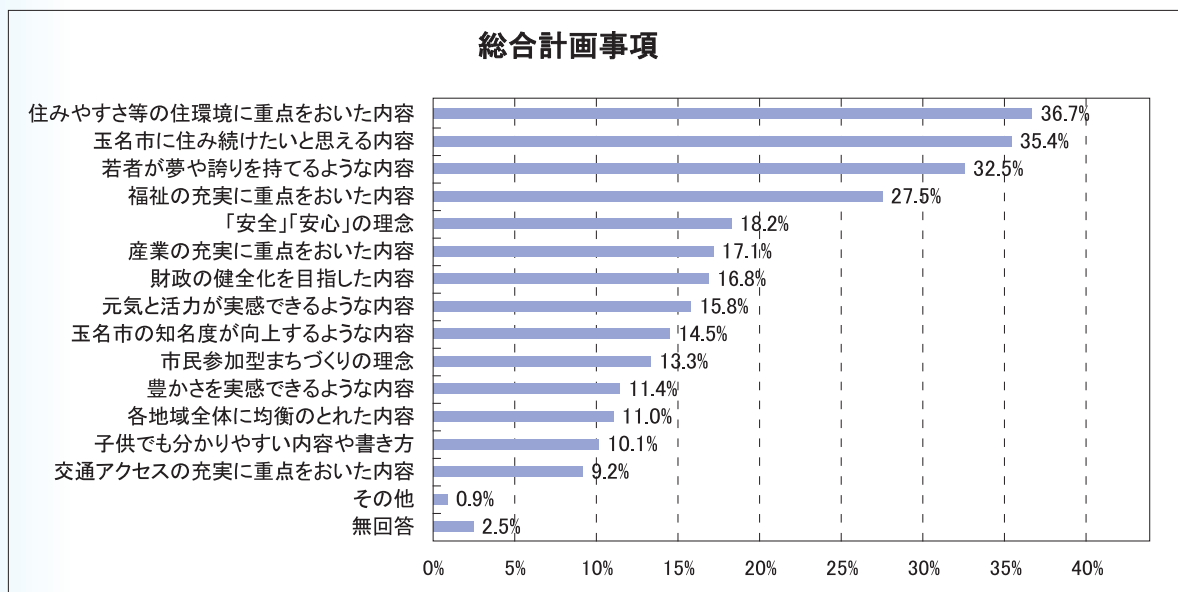
「生活環境が整備された安全で安心して暮らしやすい市」が47.0%と最も多く、次いで「温泉などを活かした観光を中心とした市」が36.8%と多くなっています。

問 まちづくり活動のなかで、興味があるもの・参加してみたいものはどれですか。
(あてはまるものすべてに○)



「祭りなどの伝統行事」が40.7%と最も多く、次いで「地域でのレクリエーション活動」が30.1%と多くなっています。

問 「玉名市総合計画」に盛り込んで欲しい事項や考え方はどのようなものですか。
(3つまでに○)



「住みやすさ等の住環境に重点をおいた内容」が36.7%、「玉名市に住み続けたいと思える内容」が35.4%と多くなっています。

6. 市民ワークショップの結果

●開催概要

第1回：平成18年2月27日

第2回：平成18年3月9日

第3回：平成18年3月22日

	最近の話題プラスの変化	最近の話題マイナスの変化	重要施策として検討したもの		
			成果の目標値	その計測方法	目標到達のための工夫
1 便利で快適な社会基盤の整ったまち	公園はグランドゴルフ、ゲートボール等、老人のスポーツの場所になっている。	ごみなどの不法投棄が多くなっているようだ。	①主要道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> 日常生活が便利になる 渋滞の緩和 事故防止を図り、安心して通行できる ②道路交通体系 <ul style="list-style-type: none"> 子供が安心して通学できる 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の実施 交通量調査 警察による事故発生率調査 <ul style="list-style-type: none"> 子供や親へのアンケート 通学路の交通量調査 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の改良 信号の時間調節 規制の導入 <ul style="list-style-type: none"> 交通規制、時間帯やスクールゾーン進入禁止 街灯、歩道の整備。地域パトロール
2 自然と共生する環境にやさしいまち	ごみの分別がよくなるようになっている。	生活の中から出る、見えないものも含めたごみの減量が必要。	①新エネルギー導入・支援 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電を全世界の2割設置できるまで支援する 企業、公的機関、家庭に普及させる ②地下水の保全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 蛍の飛び交う町にする 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の条件としてデータ収集の義務化 設置世帯数を調べる <ul style="list-style-type: none"> 蛍のいる所を教えてみる小学生にも手伝ってもらう 	<ul style="list-style-type: none"> 体験談の発表 助成制度の広報の徹底 市による認定業者の指定 <ul style="list-style-type: none"> 減農薬 石鹸を使おう
3 社会を支える人材が育ち集まるまち	学校教育の中で地域にでかけて実際に体験する活動が増えてきている。	痴漢が多く発生している。	①生涯スポーツの推進（オリンピック金メダリスト人材計画） <ul style="list-style-type: none"> スポーツを通して、健康な市民と有望な人材を育てる 生きる力を身につける スポーツを楽しみ健康な市民が増える 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のスポーツ指導員が市民スポーツに対する意識調査を実施し、意識の高揚を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 総合型スポーツクラブを作り、誰でも参加できるクラブの創設 指導者の育成 プロの選手の自主トレ等の積極的な受入をする
4 多様な産業を育み活力と賑わいのあるまち	農業への関心が多くなっている。	農林水産業、商業の後継者がいない。	①広域観光ルートの開発 <ul style="list-style-type: none"> 観光客を誘致することで、商業、サービス業の活性化ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 観光ルート内の宿泊施設、又は商業施設での聞き取り調査をする 	<ul style="list-style-type: none"> ルート内でのスタンプラリーを実施し、特典を設ける DMを工夫して地域の情報を提供し、再度来訪してもらう
5 すべての人が安心して暮らせる福祉のまち	元気な高齢者が多い。	子供を狙う犯罪が増えている。	①子供の安全を地域と共に守る体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 子供の下校時の安全性が高まる 	<ul style="list-style-type: none"> 親が子供に聞き取りをして、先生に報告する パトロールされている方に、不審者等の情報を得る 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方の見守り等により、事件、事故が減少する 地域の方の日常の散歩時間を登下校の時間に合わせてもらう 保護者で見守り当番体制をつくる
6 分権社会を担う自立したまち	女性が少しずつ元気になっている。など・・・	個人情報があまりに厳しすぎる。など・・・	①行政評価制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> 公共事業の無駄を省く 	<ul style="list-style-type: none"> 年度始めに事業内容を公表し、年度末にアンケートで市民の意見を聞き、集計結果を広報紙で公表する 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢別で行政評価委員会を作る

7. 主な個別計画

総合計画（基本計画）のもと実施される各施策は、具体的かつ詳細に、その方針や実施手法などを個別に定め、展開を図る必要があります。

そこで、総合計画の着実な実施に向けてすでに策定され、あるいは今後策定が予定されている主な個別計画や構想を掲げます。

便利で快適な
まちづくり

- 国土利用計画（玉名市計画）
（平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月）平成 21 年 3 月策定予定
- 玉名市都市計画マスタープラン
（策定から概ね 20 年）平成 23 年 3 月策定予定
- 新幹線新玉名駅周辺整備構想
（計画期間の定めなし）平成 14 年 7 月策定
- 新玉名駅周辺整備 基本計画
（平成 16 年度～平成 28 年度）平成 16 年 4 月策定
- 新玉名駅周辺整備 実施計画
（平成 16 年度～平成 22 年度）平成 16 年 4 月策定
- 新玉名（仮称）駅周辺地域等整備 基本計画
（完成年度①平成 22 年度②平成 30 年頃③長期的取り組み）
平成 18 年 2 月策定 ※熊本県・玉名市協定
- 玉名市公営住宅ストック総合活用計画
（平成 15 年 4 月～平成 25 年 3 月）平成 15 年 3 月策定
- 熊本県地域住宅計画（熊本県及び県下市町村協同計画）
（平成 17 年 4 月～平成 20 年 3 月）平成 17 年 3 月策定
- 玉名市住生活基本計画（仮称）
（平成 23 年 4 月～平成 28 年 3 月）平成 23 年 3 月策定予定
- 情報化計画（仮称）
（平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月）平成 20 年 3 月策定予定

人と自然にやさしい
環境のまちづくり

- 玉名市地域水道ビジョン
(平成 21 年 4 月～平成 31 年 3 月) 平成 21 年策定予定
- 玉名市公共下水道基本計画 (仮称)
(平成 20 年 4 月～平成 32 年 3 月) 平成 20 年 3 月策定予定
- 玉名市地球温暖化対策実行計画書
(平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月) 平成 19 年策定予定
- 玉名市生活排水処理基本計画
(策定から概ね 10 年) 平成 20 年策定予定
- 玉名市汚泥再生処理センター整備基本計画
(策定から概ね 10 年) 平成 20 年策定予定
- 玉名市環境基本計画
(平成 22 年 4 月～平成 32 年 3 月) 平成 22 年策定予定

人をはぐくむ
まちづくり

- 玉名市文化財総合整備計画書
(平成 21 年 4 月～平成 30 年 3 月) 平成 20 年策定予定
- 経塚・大塚古墳整備計画書
(平成 21 年 4 月～平成 25 年 3 月) 平成 21 年策定予定
- 石貫穴観音・ナギノ横穴整備計画書
(平成 21 年～平成 31 年) 平成 21 年策定予定
- 玉名市指定文化財案内標識設置計画書
(平成 21 年～平成 31 年) 平成 20 年策定予定
- 玉名市文化振興基本構想
(平成 20 年～平成 29 年) 平成 19 年策定予定
- 玉名市文化振興基本計画
(平成 20 年～平成 29 年) 平成 19 年策定予定

活力とにぎわいのある
産業のまちづくり

- 玉名市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想
(平成 18 年 4 月～平成 22 年 3 月) 平成 18 年 8 月策定
- 玉名市農業振興整備計画書
(平成 22 年 4 月～平成 27 年 3 月) 平成 22 年 3 月策定予定
- 玉名市酪農・肉用生産 (酪農、肉用牛生産) 近代化計画
(平成 18 年 4 月～平成 27 年 3 月) 平成 19 年 3 月策定
- 玉名市森林整備計画
(平成 22 年 4 月～平成 32 年 3 月) 平成 22 年 4 月策定予定
- 農業振興基本計画
(平成 20 年 4 月～平成 30 年 3 月) 平成 20 年 3 月策定予定

いきいきと暮らせる
福祉のまちづくり

- 特定健康診査等実施計画
(平成20年4月～平成25年3月) 平成20年3月策定予定
- 健康玉名21(健康日本21地方版)
(平成20年4月～平成22年3月) 平成20年3月策定予定
- 玉名市次世代育成支援行動計画
(平成22年4月～平成27年3月) 平成22年3月策定予定
- 玉名市障がい福祉計画
(平成19年4月～平成21年3月) 平成19年3月策定予定
- 玉名市地域福祉計画
(平成20年4月～平成25年3月) 平成20年3月策定予定
- 玉名市障がい者計画
(平成20年4月～平成25年3月) 平成20年3月策定予定
- 玉名市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画
(平成18年4月～平成20年3月) 平成18年3月策定

みんなで進める
協働のまちづくり

- 玉名市行政改革大綱
(平成19年4月～平成23年3月) 平成19年3月策定
- 玉名市役所新庁舎建設基本構想
(平成24年度を目標とする) 平成19年3月策定
- 玉名市人権・教育啓発推進計画(仮称)
(平成20年4月～平成30年3月) 平成20年3月策定予定
- 玉名市男女共同参画計画(仮称)
(平成20年4月～平成25年3月) 平成20年3月策定予定
- 玉名市人材育成基本方針
(計画期間の設定なし) 平成19年2月策定
- 玉名市職員研修基本計画
(平成19年4月～平成23年3月) 平成19年4月策定予定
- 第1次玉名市職員定員適正化計画
(平成19年4月～平成21年3月) 平成18年11月策定
- 次世代育成支援対策行動計画
(計画期間の設定なし) 平成18年9月策定
- 公共施設配置計画
(策定から概ね10年) 平成24年3月策定予定